



よつぱらこ
世継祐子さん
ファイナンシャルプランナー
がん情報ナビゲーター

福岡県出身、久留米市役所での勤務経験を経て、法政大学法学部を卒業、2002年にファイナンシャルプランナーの資格を取得。企業や個人の顧問ファイナンシャルプランナー、各種セミナーの講師を務める。NPO法人「キャンサーネットジャパン」認定の「がん情報ナビゲーター」の資格を取得。テレビ・雑誌などのメディア取材多数。
http://www.ff-fukuoka.com

子どものトラブルに備える 個人賠償責任保険は必要？

幼稚園・保育園、小・中学校の入園や入学など新生活がスタートし、新たな交流や活動が盛んになる季節。そんな時期に気になるのが子どもの予期せぬトラブル。もしもの備えとして「個人賠償責任保険」を解説します。

子どもが成長する過程で周囲との関わりが増える中、予想外の行動をとってしまうことがあります。予期せぬ事故や第三者とのトラブルへの備えとして「個人賠償責任保険」があります。誤って他人にケガをさせてしまったりして、法律上の賠償責任を負った場合に治療費や賠償金、壊してしまった物の修理費用などを補償する保険です。



この春に子どもが小学校に入学して友達との交友も増え、行動範囲も広がっていきそうです。

子どものケガも心配ですが、友達にケガをさせる、物を壊してしまうなどのトラブルに備える保険は必要でしょうか。

(福岡市在住 40歳主婦)



【子どもの日常生活のトラブル】

子どもが起こすトラブルは、他人へ損害を与えるケースも少なくありません。例えば「公園で野球をしているときに他人の家の窓ガラスを割ってしまった」「駐車場で遊んでいて車を傷つけた」「友達と遊んでいるときにケガをさせてしまった」「買い物中に商品を落として壊してしまった」などの事例があげられます。特に高額な賠償が求められるケースとして自転車に乗っていて歩行者をはねてケガをさせたなどの事例があります。



近所の家のガラスを割ってしまった



自転車で他人にケガをさせた

【自転車事故での高額な損害賠償事例】

小学生が夜間、自転車で帰宅途中、歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識不明の重体となった。(神戸地方裁判所、平成 25 年 7 月判決/約 9,521 万円)

歩行者とぶつかり、後遺症を負わせたり死亡させる高額賠償事例が相次いでいます。子どもが加害者になる事例も増えています。



賠償額は
貯蓄では補えない
金額の場合も

万が一加害者になってしまった場合、「相手に大ケガをさせてしまった」「高価な物を壊してしまった」そんなケースだと、手元の預貯金だけでは対応できないことも想定しておかなければいけません。「物」への損害の「修理代」などは保険に加入していなくても貯蓄でカバーできることもありますが、自転車事故のような「人」を傷つけ、相手が亡くなる、後遺症を負うなどした場合は賠償金を貯蓄では補うことは困難です。また、子どもの起こした事故は悪気がないケースがほとんどですが、「子どもがやってしまったから」という理由は賠償額の減額にはつながりません。月数百円程度の保険料の商品もあるため、加入することをおすすめします。

加入する
タイミングは
いつが良い？

就学前は転んでケガをしたり、病気になるったりと子ども自身の心配事の方が多いですが、就学後は子どもだけでなく遊ぶ機会が多くなり、自転車に乗る範囲も広がるなどして予期せぬトラブルが起こることも。また、学校内でふざけ合っている際に誤って友達にケガをさせてしまったり、友達の家を壊して損害を与えてしまうこともあります。そのため、集団行動が開始する小学校入学時が加入する一つのタイミングです。個人賠償責任保険は、火災保険や自動車保険の特約として加入したり、クレジットカードのサービス、子ども向けの共済に付帯されていることも。一般的に「生計を共にする同居の親族」が補償の対象になります。

保険が
適用されない
ケースもある

補償の対象にならない事例もあります。「兄弟喧嘩でケガをってしまった」や「親のパソコンを壊してしまった」というように、他人ではない同居する家族間のトラブルの場合は基本的には保険の対象にはなりません。また、サッカーや野球など「スポーツ中の接触によるケガ」などもルールから逸脱していなければ、損害賠償責任を負わないため、補償対象外となることもあります。まずはご自身の加入している保険の補償内容を確認しておきましょう。県民共済の「こども型」は、月掛金1,000円から子ども自身の病気やケガだけでなく、第三者への損害賠償にも対応しています(1,000円は自己負担)。

今回のまとめ

個人賠償責任保険は、日常生活の中で思いがけず加害者になってしまい賠償責任を負った際の損害を補償してくれます。1億円近い高額な賠償金になることもありますので、加入を検討することをおすすめします。被害者と示談交渉を行ってくれるサービスの有無などもあわせて確認を。個人賠償責任保険に家族がそれぞれ加入していることもあるので、加入の重複がないかを確認しておきましょう。



貯蓄ではカバーできない賠償額を考えると保険は検討の方が良さそうですね。

